

○東京藝術大学基金室規則

〔 令和6年10月17日  
制 定 〕

(設置)

第1条 学長のもとに東京藝術大学基金室（以下「基金室」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金室は、東京藝術大学基金（以下「基金」という。）の安定的な財源確保に向けた企画立案等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 基金室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 基金の募集計画及び事業計画に関すること。
- (2) 渉外活動及び寄附者の謝意に関すること。
- (3) ファンドレイザーその他人材の育成に関すること。
- (4) その他藝大基金の安定的な財源確保に必要なこと。

(組織等)

第4条 基金室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

2 室長は、学長が指名した役員又は職員をもって充て、基金室の業務を統括する。

3 副室長は、室員のうちから室長が指名した職員をもって充て、室長を助け、基金室の業務について調整及び指揮する。

4 室員は、次条に掲げる特任職員及び学長が指名した教員（以下「兼担教員」という。）若干名をもって充てる。

5 兼担教員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(特任職員)

第5条 第3条の業務を専門的に行うため、基金室に特任職員を置くことができる。

2 特任職員の就業は「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

(アドバイザー)

第6条 基金室の業務及び運営を円滑に遂行するため、基金室にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、役員又は外部有識者のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第7条 基金室の事務は、社会連携課及び渉外担当課長にて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、基金室の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月17日から施行し、令和6年10月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学理事室規則第1条第9号で規定していた「藝大基金推進室」は、廃止する。